

沖縄観光ブランド管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄観光ブランドの管理に必要な事項を定める。

(要綱の遵守)

第2条 沖縄県文化観光スポーツ部の事業費を財源として実施する事業は、沖縄観光ブランドイメージの適切な浸透を図るため、原則としてこの要綱に即して実施するものとする。

(ブランドマニュアルの遵守)

第3条 沖縄県文化観光スポーツ部の事業費を財源として制作する画像、動画、ポスター、販促ツール等は、原則として別途作成するブランドマニュアルに従って制作するものとする。

(ロゴ利用マニュアルの遵守)

第4条 沖縄観光ロゴ「Be.Okinawa」及びロゴデザイン（以下「ロゴ等」という。）を利用する際には、別途作成するロゴ利用マニュアルに従って利用しなければならない。

(権利)

第5条 ロゴ等に関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

(利用の申請)

第6条 ロゴ等を利用する者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、並びに沖縄県、公的機関及び公的機関が実施する沖縄PR事業等を受託した企業が公的目的で利用する場合を除き、あらかじめ沖縄県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) ロゴ等の利用内容が分かる完成見本等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(利用の許諾)

第7条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県の観光振興施策に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）

をすることができる。この場合において、知事は必要があると認める場合には、ロゴ等の利用方法その他について、条件を付すことができる。

2 知事は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の制限）

第8条 ロゴ等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 沖縄観光ブランドイメージの低下に繋がると認められる場合
- (3) 第三者の利益を侵害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122条）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者が関わる事業の場合
- (6) その他知事が不適切と認める場合

（利用許諾申請の請求）

第9条 県は、ロゴ等を無断で利用している者に対して、この要綱に基づき利用許諾申請を求めることができる。

（利用禁止）

第10条 県は、ロゴ等を無断で利用している者に対して、利用禁止を求めることができる。

（利用料）

第11条 ロゴ等の利用料は無料とする。

（地位の継承）

第12条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般継承人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができる。

（利用上の遵守事項）

第13条 第7条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容の範囲内で利用すること。
- (2) 当該利用にかかる露出物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なもの

については写真等を提出すること。

(3) 第7条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) ロゴ等を用いた商品の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更)

第14条 利用者が許諾内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならぬ。

2 知事は、前項に規定する利用許諾内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適當と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取り消し)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の変更の許諾があったときはその変更後のもの。以下同じ。）を取消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を要求することができる。利用者は、利用許諾が取消された場合、許諾取消しの日から利用することができない。

(1) 利用者がこの要綱に違反した場合

(2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他ロゴ等の利用継続が不適当であると認められた場合

2 知事は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 知事は、利用者にロゴ等の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(利用独占の禁止)

第16条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第17条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第18条 県は、ロゴ等の利用を許諾したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴ等を利用した露出物、制作物、商品等の瑕疵により第三者に損害

を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴ等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

(情報の公開)

第 19 条 知事は、ロゴ等の利用促進を図る観点から、ロゴ等の利用許諾の状況について情報を公開することができる。

(事務)

第 20 条 この要綱に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローが行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、沖縄観光ブランドの管理に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 県は、平成 28 年 3 月 31 日を経過する時点でこの要綱の適用状況に検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。
- 3 この要綱は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。